

大情個審答申第22号

平成26年3月27日

大津市長 越 直 美 様

大津市情報公開・個人情報保護審査会

会長 本 多 滝 夫

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項等について（答申）

平成25年11月18日付け大健保国第297号で諮問のありましたことについて、審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 電子計算機等の結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項（条例第13条第1項関係）について

諮問された事項について、実施機関からの説明を受けたところ、当該実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にはないため、大津市個人情報保護条例第13条第1項には該当せず、同条例第12条第2項に該当するものと認められる。

実施機関において、同条例第12条第2項第1号から第7号のいずれかに該当すると認める場合は、当審査会への諮問を要しないものと判断する。